

○財務省告示第百八十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十八年五月十六日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年六月九日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（三十年）（第五十
回）
二 発行の根拠
法律及びその
の法律及びそ
の法律第二十
三項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法
各申込みのうち応募価格の高い
価格競争

八 最低額面金	九 振替単位	十 発行日	十一 発行格	十二 発行格	十三 発行格	十四 発行格	十五 発行格	十六 発行格	十七 発行格	十八 発行格	十九 発行格	二十 発行格	二十一 発行格	二十二 発行格	二十三 発行格	二十四 発行格	二十五 発行格	二十六 発行格	二十七 発行格	二十八 発行格	二十九 発行格	三十 発行格	三十一 発行格	三十二 発行格	三十三 発行格	三十四 発行格	三十五 発行格	三十六 発行格	三十七 発行格	三十八 発行格	三十九 発行格	四十 発行格	四十一 発行格	四十二 発行格	四十三 発行格	四十四 発行格	四十五 発行格	四十六 発行格	四十七 発行格	四十八 発行格	四十九 発行格	五十 発行格
五万円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金
五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8 \times 1}{100 \times 2}$$

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8 \times 57}{100 \times 365}$$

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後第二期利子以

平成二十八年五月十六日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額百円につき百円 平成五十八年三月二十日 利子を払う。 六月間に属する 支払期とし、各支払期におい